

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 公表特許公報(A)

(11) 特許出願公表番号

特表2016-534460

(P2016-534460A)

(43) 公表日 平成28年11月4日(2016.11.4)

(51) Int.Cl.	F I	テーマコード (参考)
G06F 21/56 (2013.01)	G06F 21/56 360	5B376
G06F 9/445 (2006.01)	G06F 9/06 640A	
G06F 9/54 (2006.01)	G06F 9/06 640B	
G06F 11/00 (2006.01)	G06F 9/06 630B	
G06F 21/53 (2013.01)	G06F 21/53	

審査請求 有 予備審査請求 未請求 (全 26 頁) 最終頁に続く

(21) 出願番号 特願2016-537815 (P2016-537815)
 (86) (22) 出願日 平成26年8月27日 (2014. 8. 27)
 (85) 翻訳文提出日 平成28年2月24日 (2016. 2. 24)
 (86) 国際出願番号 PCT/US2014/052932
 (87) 国際公開番号 W02015/031488
 (87) 国際公開日 平成27年3月5日 (2015. 3. 5)
 (31) 優先権主張番号 14/012, 520
 (32) 優先日 平成25年8月28日 (2013. 8. 28)
 (33) 優先権主張国 米国 (US)

(71) 出願人 515004599
 アマゾン テクノロジーズ インク
 アメリカ合衆国 ワシントン州 9810
 8-1226 シアトル ビー. オー.
 ボックス 81226
 (74) 代理人 100079049
 弁理士 中島 淳
 (74) 代理人 100084995
 弁理士 加藤 和許
 (72) 発明者 ヨハンソン、 ジェスパー、 ミカエル
 アメリカ合衆国 ワシントン州 9810
 9-5210 シアトル テリー アヴェ
 ニュー ノース 410

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 動的アプリケーションセキュリティ検証

(57) 【要約】

セキュリティ検証を動的アプリケーションについて行なう種々の実施形態が開示される。アプリケーションのインスタンスが実行される。実行時、アプリケーションが、動的に読み込まれるコードにネットワークサイトからアクセスしようとしているかどうかを確認される。1つの実施形態では、アクセスは、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース (API) を使用することにより検出することができる。別の実施形態では、アクセスは、ダウンロードデータを実行可能メモリ部分に読み込むことにより検出することができる。セキュリティ分析を動的に読み込まれるコードに対して行ない、そして操作を、セキュリティ分析が行なわれると開始する。

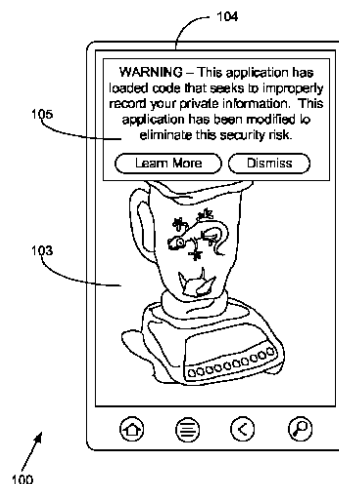


FIG. 1

【特許請求の範囲】**【請求項 1】**

少なくとも 1 つのコンピューティング装置と；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置内で実行することができるセキュリティ検証サービスと、を備え、前記セキュリティ検証サービスは：

アプリケーションのインスタンスを実行するロジックであって、前記アプリケーションが、アプリケーションマーケットプレイスの中から提供される、前記実行するロジックと；

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれるコードにネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認するロジックと；

前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードにアクセスしようとしていることが確認されると、セキュリティ分析を動的に読み込まれる前記コードに対して行なうロジックと；

前記セキュリティ分析の結果を、前記アプリケーションマーケットプレイスに送信するロジックと、を含む、システム。

【請求項 2】

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードに前記ネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認する前記ロジックは更に：

前記アプリケーションの前記インスタンスが、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース（API）コールを行なっていることを確認するロジックであって、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードを前記特定の API コール以外のコールで取得することが禁止される、前記確認するロジック；

前記アプリケーションの前記インスタンスが、ダウンロードデータを、サンドボックス環境内のメモリの実行可能領域に読み込んでいるかどうかを確認するロジック；または

前記アプリケーションの前記インスタンスが、認識可能な実行可能コードを含むダウンロードデータを有しているかどうかを確認するロジックのうち少なくとも 1 つのロジックを含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 3】

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードに前記ネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認する前記ロジックは更に：

前記アプリケーションの前記インスタンスが前記ネットワークサイトからダウンロードしたデータを追跡して、前記データが実行可能コードを含んでいることを確認するロジックを含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 4】

前記セキュリティ分析を行なう分析ロジックは：

前のセキュリティ分析が既に、動的に読み込まれる前記コードに対して行なわれているかどうかを確認し；そして

前記前のセキュリティ分析が既に行なわれている場合に、前記前のセキュリティ分析を、前記セキュリティ分析として利用するように構成される、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 5】

前のセキュリティ分析が既に行なわれているかどうかを確認する際に更に：

動的に読み込まれる前記コードの指紋を確認し；そして

前記指紋を、動的に読み込まれるコードに対する複数の前のセキュリティ分析に関連する指紋ライブラリと比較する、請求項 4 に記載のシステム。

【請求項 6】

前記セキュリティ検証サービスは更に：

セキュリティリスクが前記セキュリティ分析で特定されると、前記アプリケーションの

10

20

30

40

50

前記インスタンスを終了させるロジック、または動的に読み込まれる前記コードが、前記アプリケーションの前記インスタンスによって読み込まれるのを防止するロジックと；

セキュリティリスクが前記セキュリティ分析で特定されない場合に、前記アプリケーションの前記インスタンスに許可して、動的に読み込まれる前記コードを実行させるロジックと、を含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 7】

前記セキュリティ検証サービスは更に、動的に読み込まれる前記コードを修正して、前記セキュリティ分析で特定されるセキュリティリスクを無くすロジックを含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 8】

前記セキュリティ検証サービスは更に、前記アプリケーションマーケットプレイスの中から提供される前記アプリケーションの提供アプリケーションを無効化する、または前記提供アプリケーションにフラグを立てるロジックを含む、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 9】

前記アプリケーションの前記インスタンスは、移動体通信端末装置内で、前記実行するロジックによって実行される、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 10】

前記アプリケーションの前記インスタンスは、サーバ環境内で、前記実行するロジックによって実行され、前記サーバ環境は、前記アプリケーションマーケットプレイスに代わって動作する、請求項 1 に記載のシステム。

【請求項 11】

少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、アプリケーションのプロバイダから受信するアプリケーションのインスタンスをサンドボックス環境内で実行し；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記アプリケーションの前記インスタンスが、ネットワークサイトからダウンロードしたデータを有していることを確認し；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、ダウンロードデータが、実行可能コードを含んでいるかどうかを確認し、前記確認する際に；

前記アプリケーションの前記インスタンスが、前記ダウンロードデータの少なくとも一部を、前記サンドボックス環境内のメモリの実行可能領域に既に読み込んでいるかどうかを確認する；または

前記アプリケーションの前記インスタンスが、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース (API) コールを行なって、前記ダウンロードデータを既に取得しているかどうかを確認して、前記アプリケーションの前記インスタンスが、前記実行可能コードを前記特定の API コール以外のコールで取得することを禁止されるようにし；

前記ダウンロードデータが前記実行可能コードを含んでいることが確認されると、前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、セキュリティ分析を前記ダウンロードデータの少なくとも一部に対して行ない；そして

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置から、前記セキュリティ分析の結果を前記アプリケーションの前記プロバイダに送信する、方法。

【請求項 12】

更に；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記ダウンロードデータの少なくとも一部に関連するコード署名を確認し；そして

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記コード署名に対応する前のセキュリティ分析の結果を受信する、請求項 11 に記載の方法。

【請求項 13】

前記アプリケーションの前記プロバイダはアプリケーションマーケットプレイスであり、前記アプリケーションマーケットプレイス及び前記ネットワークサイトは、異なるエンティティによって制御される、請求項 11 に記載の方法。

10

20

30

40

50

【請求項 1 4】

更に：

前記セキュリティ分析が行なわれると、前記少なくとも1つのコンピューティング装置によって、前記ダウンロードデータの前記少なくとも一部を修正してセキュリティリスクを無くす；または

前記セキュリティ分析が行なわれると、前記少なくとも1つのコンピューティング装置によって、前記サンドボックス環境の構成を変更して、前記セキュリティリスクを無くす、請求項 1 1 に記載の方法。

【請求項 1 5】

動的アプリケーション通知を前記アプリケーションの前記プロバイダから受信して、前記動的アプリケーション通知が前記アプリケーションに関連付けられると、前記アプリケーションの前記インスタンスを前記サンドボックス環境内で実行する、請求項 1 1 に記載の方法。

10

【発明の詳細な説明】**【技術分野】****【0 0 0 1】**

本開示は、移動体用アプリケーションについてのセキュリティ検証に関する。

【背景技術】**【0 0 0 2】**

移動体用アプリケーションは通常、非常に多くの開発者が提供するアプリケーションを特徴とするアプリケーションマーケットプレイスを通じて取得される。顧客は、アプリケーションマーケットプレイスを多種多様な理由から利用することができる。例えば、顧客の移動体通信端末装置は、特定のアプリケーションマーケットプレイスを利用することにより、アプリケーション群を取得する操作を、特定のアプリケーションマーケットプレイスを介して最も容易な選択肢として行なうように予め構成しておくことができる。幾つかの場合では、顧客の移動体通信端末装置は、アプリケーション群を、特定のアプリケーションマーケットプレイスを介してのみ取得するように予め構成しておくことができる。最終的に、顧客は、マーケットプレイスを介して取得されるアプリケーション群は比較的安安全であるという感覚があるので、所定のアプリケーションマーケットプレイスを利用することを好む。別の表現をすると、顧客は、アプリケーションマーケットプレイスの所有者に信頼を置けるので、アプリケーションマーケットプレイスを介して提供されるアプリケーション群に信頼を置けるという感覚を持っている可能性がある。

20

30

【発明の概要】**【発明が解決しようとする課題】****【0 0 0 3】**

顧客は、所定のアプリケーションマーケットプレイスを介して提供されるアプリケーション群が安全であり、かつアプリケーションマーケットプレイスの所有者が、提供アプリケーション群のセキュリティを保証しているという感覚を持っている可能性がある。従って、所有者の関心は、セキュリティ検証を、提供するアプリケーション群について行なうことにある。しかしながら、幾つかのアプリケーションについてのセキュリティ分析は、解決困難な課題である。幾つかのアプリケーションが一体化されていることにより、これらのアプリケーションのコードをこれらのアプリケーション全体について、顧客が使用する前に分析することができるが、他のアプリケーション群は動的アプリケーションである可能性があり、コードの一部はアプリケーションを顧客の端末にインストールした後にダウンロードされる。別の表現をすると、アプリケーションマーケットプレイスの所有者は、後でダウンロードしたコードを、セキュリティリスクについて分析する機会を決して持つことができない。

40

【課題を解決するための手段】**【0 0 0 4】**

態様の1つは、少なくとも1つのコンピューティング装置と、前記少なくとも1つのコ

50

ンピューティング装置内で実行することができるセキュリティ検証サービスと、を備える。前記セキュリティ検証サービスは、アプリケーションのインスタンスを実行するロジックであって、前記アプリケーションが、アプリケーションマーケットプレイスの中から提供される、前記実行するロジックと、前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれるコードにネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認するロジックと、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードにアクセスしようとしていることが確認されると、セキュリティ分析を動的に読み込まれる前記コードに対して行なうロジックと、前記セキュリティ分析の結果を、前記アプリケーションマーケットプレイスに送信するロジックと、を含む。

10

【発明の効果】**【0005】**

本開示は、セキュリティ検証を動的アプリケーション群に対して行なうアプローチを提供することができる。

【図面の簡単な説明】**【0006】**

【図1】本開示の1つの実施形態によるユーザインターフェースをディスプレイにレンダリングするクライアント装置の一実施例の図面である。

【図2】本開示の種々の実施形態によるネットワーク構成環境の図面である。

【図3】本開示の種々の実施形態による図2のネットワーク構成環境のコンピューティング環境内で実行されるアプリケーションマーケットプレイスシステムの一部として実行される機能の一実施例を示すフローチャートである。

20

【図4】本開示の種々の実施形態による図2のネットワーク構成環境のコンピューティング環境内で実行されるセキュリティ検証サービスの一部として実行される機能の一実施例を示すフローチャートである。

【図5】本開示の種々の実施形態による図2のネットワーク構成環境に用いられるコンピューティング環境を表わす1つの実施例を与える模式ブロック図である。

【図6】本開示の種々の実施形態による図2のネットワーク構成環境に用いられるクライアント装置を表わす1つの実施例を与える模式ブロック図である。

【発明を実施するための形態】

30

【0007】

本開示の多くの態様は、以下の図面を参照することにより一層深く理解することができる。これらの図面に含まれる構成要素群は、必ずしも寸法通りにはなっていないが、その代り、本開示の原理を明確に示すために誇張されている。更に、これらの図面では、同様の参照番号は、対応する構成要素群を、幾つかの図面を通じて指している。

【0008】

本開示は、移動体用アプリケーションについてのセキュリティ検証に関するものである。顧客は、所定のアプリケーションマーケットプレイスを介して提供されるアプリケーション群が安全であり、かつアプリケーションマーケットプレイスの所有者が、提供アプリケーション群のセキュリティを保証しているという感覚を持っている可能性がある。従って、所有者の関心は、セキュリティ検証を、提供するアプリケーション群について行なうことにある。しかしながら、幾つかのアプリケーションについてのセキュリティ分析は、解決困難な課題である。幾つかのアプリケーションが一体化されていることにより、これらのアプリケーションのコードをこれらのアプリケーション全体について、顧客が使用する前に分析することができるが、他のアプリケーション群は動的アプリケーションである可能性があり、コードの一部はアプリケーションを顧客の端末にインストールした後にダウンロードされる。別の表現をすると、アプリケーションマーケットプレイスの所有者は、後でダウンロードしたコードを、セキュリティリスクについて分析する機会を決して持つことができない。

40

【0009】

50

非限定的な実施例として、トカゲをミキサーに入れて混ぜ合わせるゲームとして現われるアプリケーションが提供される可能性がある。このアプリケーションは、種々のセキュリティ許可を顧客の端末に対して害を及ぼすことなく要求するよう見える。しかしながら、一旦、このアプリケーションが顧客の端末で実行されると、アプリケーションは、顧客の知らないうちに、パスワード、クレジットカード番号、及び他の個人情報を収集して送信する不正コードをダウンロードしてバックグラウンドで実行する虞れがある。この問題に対する1つの単純な解決策では、動的コードを有する如何なるアプリケーションもアプリケーションマーケットプレイスから提供されることがないようにアプリケーションをブロックする。セキュリティリスクを未然に防ぐが、このような解決策では、動的コードを使用することにより開発者に与えられる多くの恩恵を無視することになる。例えば、動的コードを使用すると、より多くのフレキシビリティを開発者に提供することができ、かつ開発者が新製品リリースをより迅速に行なうことができる。動的コードを使用しない場合には、コードの微調整のたびに、開発者は、新バージョンのアプリケーションを提供して、アプリケーションマーケットプレイスに承認されるようにする必要がある。

10

20

30

40

50

【0010】

本開示の種々の実施形態は、セキュリティ検証を動的アプリケーション群に対して行なうアプローチを提供する。動的アプリケーションで取得されるコードが特定される。1つの実施形態では、アプリケーション群は、取得コードを取得データから識別するアプリケーションプログラミングインターフェース(API)を使用して書き込まれる。別の実施形態では、アプリケーション群を動作させて挙動を観測し、そしてサンドボックス実行環境で、取得データが、システムメモリの実行可能コード領域に、またはシステムメモリのデータ領域に格納されるかどうかを追跡する。一旦、取得コードが確認されると、当該コードをセキュリティリスクについて分析することができる、または既に分析されているコードと比較することができる。幾つの場合では、検出されたセキュリティ問題は、自動的に修復することができる、または当該アプリケーションを無効化する、かつ/またはアプリケーションマーケットプレイスから排除することができる。

【0011】

図1を参照するに、図示されているのは、1つの実施形態によるユーザインターフェース103をディスプレイ104にレンダリングするクライアント装置100の一実施例である。ユーザインターフェース103は、前述の実施例において説明したトカゲをミキサーに入れて混ぜ合わせるゲームアプリケーションにより生成される。本開示の原理によれば、セキュリティ検証サービスは、個人情報をクライアント装置100から不正に記録しようとしている実行可能コードをゲームアプリケーションが読み込んでしまっていることを検出したところである。その結果、セキュリティ検証サービスは、当該アプリケーションを修正して、セキュリティリスクを無くしてしまっている。ユーザインターフェース103にレンダリングされるユーザインターフェースコンポーネント105は、ユーザに、当該アプリケーションが修正されてセキュリティリスクを解消してしまっていることを通知する。続いて、ユーザは、不正部分が無くなった後に、当該アプリケーションを使用し続けることができる。ユーザインターフェースコンポーネント105が図1の実施例に図示されているが、他の実施例では、当該アプリケーションは、ユーザ通知を行なうことなく、修正する、ブロックする、終了させるなどとすることができる。以下の説明では、システム、及び当該システムのコンポーネントについての概要説明が行なわれ、続いてシステム及びコンポーネントの動作についての説明が行なわれる。

【0012】

次に、図2を参照するに、図示されているのは、種々の実施形態によるネットワーク構成環境110である。ネットワーク構成環境110は、コンピューティング環境113と、コンピューティング環境116と、データ通信を、ネットワーク119を介して行なう1つ以上のクライアント装置100と、を含む。ネットワーク119は、例えばインターネット、イントラネット、エキストラネット、ワイドエリアネットワーク(WAN)、ローカルエリアネットワーク(LAN)、有線ネットワーク、無線ネットワーク、ケーブル

ネットワーク、衛星ネットワーク、または他の適切なネットワークなどを含む、または2つ以上のこのようなネットワークの任意の組み合わせを含む。

【0013】

コンピューティング環境113は、例えばサーバコンピュータ、または計算機能を提供する他のいずれかのシステムを備えることができる。別の構成として、コンピューティング環境113は、複数のコンピューティング装置を用いることができ、これらのコンピューティング装置は、例えば1つ以上のサーババンクに、またはコンピュータバンクに、或いは他の機構に配置される。このようなコンピューティング装置は、単一の設置箇所に格納するか、または多くの異なる地理的位置に分散配置することができる。例えば、コンピューティング環境113は、複数のコンピューティング装置を含むことができ、これらのコンピューティング装置は一体となって、ホスト上の利用可能なコンピューティングリソース、グリッドコンピューティングリソース、及び/または他のいずれかの分散コンピューティング機構を構成することができる。幾つかの場合では、コンピューティング環境113は、エラスティックコンピューティングリソースに対応させることができ、この場合、割り当て処理能力、ネットワーク、ストレージ、または他の計算関連リソースは経時的に変わる可能性がある。

10

【0014】

種々のアプリケーション、及び/または他の機能は、種々の実施形態によるコンピューティング環境113で実行することができる。また、種々のデータは、コンピューティング環境113にアクセス可能なデータストア122に格納される。データストア122は、図から分かるように、複数のデータストア122を表わすことができる。データストア122に格納されるデータは、例えば以下に説明する種々のアプリケーション及び/または機能エンティティの動作に関連付けられる。

20

【0015】

コンピューティング環境113で実行されるコンポーネント群は、例えばアプリケーションマーケットプレイスシステム125、セキュリティ検証サービス128、サンドボックス環境129、及び本明細書において詳細には説明されない他のアプリケーション、サービス、プロセス、システム、エンジン、または機能を含む。アプリケーションマーケットプレイスシステム125が実行されると、アプリケーション群131を複数の開発者から容易に供給することができる。1つの実施形態では、アプリケーションマーケットプレイスシステム125は、本明細書において、所有者(proprietor)と表記される単一のエンティティによって管理される。アプリケーションマーケットプレイスシステム125は、セキュリティ検証サービス128を用いてセキュリティ分析を、アプリケーション群131に対して行なうことができる。セキュリティ検証サービス128で、アプリケーション131が、セキュリティリスクを全く含んでいないことが確認される場合、アプリケーション131をアプリケーションマーケットプレイスシステム125から提供することができる。

30

【0016】

セキュリティ検証サービス128を実行してこれらの分析を行なうことができる。この分析を行なうために、セキュリティ検証サービス128は、種々のツールを用いて、アプリケーション131が、セキュリティリスクを含んでいるかどうかを確認することができる。例えば、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーション131が、既知の不正サーバと通信しているかどうかを検出することができる、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーション131内の既知の不正コードの署名を検出することができる、またはセキュリティ検証サービス128は、既知の挙動または挙動パターンを、不正なアプリケーション131から検出することができる。幾つかの実施形態では、セキュリティ検証サービス128は、他の種類のコンテンツ検査またはコード検査を実施するサードパーティツールを用いることができる。幾つかの実施形態では、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーション131を修復して、またはその他には、修正して、検出されるセキュリティリスクを取り除くか、またはその他には、無くすように構成することがで

40

50

きる。

【0017】

アプリケーション131が一体化されている、または内蔵されている場合、セキュリティ分析は比較的簡単に行なうことができる。セキュリティ分析の種々の実施例は、2013年6月25日に出願され、かつ“ANALYZING SECURITY OF APPLICATIONS (アプリケーションのセキュリティ分析)”と題する米国特許出願第13/926,211号に開示されており、この米国特許出願は、本明細書において参照されることにより、当該米国特許出願全体が本明細書に組み込まれる。しかしながら、アプリケーション131が、外部サイトから取得されるコードを読み込む動的アプリケーションである場合、セキュリティ分析は、アプリケーション131のコードが、アプリケーション131がクライアント装置100にダウンロードされた後に変化する可能性があるので一層極めて困難となる。

10

【0018】

1つの実施形態では、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーション取り込み処理の一部として、アプリケーションインスタンス134をサンドボックス環境129内で実行することができる。サンドボックス環境129は、この状況では、クライアント装置100をエミュレートする仮想化環境に対応させることができる。別の構成として、サンドボックス環境129は、コードの実行を監視し、かつアプリケーションからデータ及び/またはシステムサービスへのアクセスを禁止する実行環境に対応させることができる。サンドボックス環境129は、実行可能コードメモリ137と、データメモリ140と、を含むことができる。アプリケーションインスタンス134が、サンドボックス環境129内で実行されると、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーションインスタンス134により外部ネットワークサイト147から取得されて動的に読み込まれるコード143を検出することができる。従って、セキュリティ検証サービス128は、セキュリティ分析を、動的に読み込まれるコード143に対して行なうことができる。コンピューティング環境113に常駐するセキュリティ検証サービス128について説明してきたが、セキュリティ検証サービス128の種々のサービス構成部分は、これらのクライアント装置100においても実行することができることを理解されたい。更に、クライアント装置100においてではなく、セキュリティ検証サービス128の少なくとも一つのサービス構成部分は、ネットワーク119の内部のネットワーク装置、例えばファイアウォール、負荷バランサ、ルータなどにおいて実行してもよい。

20

30

【0019】

データストア122に格納されるデータは、例えばアプリケーションマーケットプレイスデータ150、アプリケーション群131、動的に読み込まれるコードデータ153、前のセキュリティ分析結果157、セキュリティ分析設定データ160、及び場合によっては他のデータを含む。アプリケーションマーケットプレイスデータ150は、アプリケーションマーケットプレイスシステム125の機能をサポートするデータを含み、当該データは、アプリケーション群131からなる複数の提供アプリケーション163を含む。提供アプリケーション群163の各提供アプリケーションは、タイトル、記述、価格、デバイス互換性情報、スクリーンショット、顧客審査、顧客評価、ダウンロード統計、アプリケーション131が要求するデバイス優先度、及び/または他の情報に関連付けることができる。これらの提供アプリケーション163は更に、アプリケーション131のセキュリティ検証レベルの指標値に関連付けることができる。セキュリティ分析により完全には検証することができないアプリケーション群131は、完全に分析されているアプリケーション群131と比較して、相対的に低いセキュリティ検証レベルに関連付けることができる。

40

【0020】

アプリケーション群131は、アプリケーションマーケットプレイスシステム125を介して提供されるアプリケーション131を実行するパッケージ群またはコードに対応する。アプリケーション群131は、移動体用アプリケーション、例えばスマートフォン、

50

タブレット、電子ブックリーダーなどに搭載されるアプリケーション、またはデスクトップ用アプリケーション、例えば場合によっては、デスクトップコンピュータ、ラップトップコンピュータなどに搭載されるアプリケーションとすることができる。アプリケーション群 131 は、アプリケーション 131 のソース、完全性、及び/またはバージョンを検証するために使用することができる署名、指紋、チェックサム、バージョン情報、及び/または他の情報に関連付けることができる。アプリケーション群 131 は、ネイティブアプリケーションまたは一体型アプリケーション、アプリケーションマーケットプレイスから提供される動的アプリケーション用のコンテナ、顧客から提供される動的アプリケーション用のコンテナ、及び/または他の種類のアプリケーションに対応させることができる。

【0021】

動的に読み込まれるコードデータ 153 は、動的に読み込まれるコード 143 のバージョンの、またはパッケージを含むことができ、これらのコードをセキュリティ検証サービス 128 が既に処理している。幾つかの実施形態では、動的に読み込まれるコードデータ 153 は、動的に読み込まれるコード 143 のソース、完全性、及び/またはバージョンを検証するために使用することができる署名、指紋、チェックサム、バージョン情報、及び/または他の情報を含むことができる。前のセキュリティ分析結果 157 は、動的に読み込まれる種々のバージョンのコード 143 に対してセキュリティ検証サービス 128 によって行なわれた前のセキュリティ分析の結果に対応する。セキュリティ分析設定データ 160 は、不正コードの検出、不正コードの修復を設定する、かつ/またはセキュリティ検証サービス 128 によって行なわれる、または開始される他の操作を設定するデータを含むことができる。

【0022】

コンピューティング環境 116 は、例えばサーバコンピュータまたは計算機を提供する他のいずれかのシステムを備えることができる。別の構成として、コンピューティング環境 116 は、複数のコンピューティング装置を用いることができ、これらのコンピューティング装置は、例えば 1 つ以上のサーババンクに、またはコンピュータバンクに、或いは他の機構に配置される。このようなコンピューティング装置は、単一の設置箇所に格納するか、または多くの異なる地理的位置に分散配置することができる。例えば、コンピューティング環境 116 は、複数のコンピューティング装置を含むことができ、これらのコンピューティング装置は一体となって、ホスト上で利用可能なコンピューティングリソース、グリッドコンピューティングリソース、及び/または他のいずれかの分散コンピューティング機構を構成することができる。幾つかの場合では、コンピューティング環境 116 は、エラスティックコンピューティングリソースに対応させることができ、この場合、割り当て処理能力、ネットワーク、ストレージ、または他の計算関連リソースは経時的に変わる可能性がある。

【0023】

種々のアプリケーション、及び/または他の機能は、種々の実施形態によるコンピューティング環境 116 で実行することができる。また、種々のデータは、コンピューティング環境 116 にアクセス可能なデータストアに格納することができる。コンピューティング環境 116 で実行されるコンポーネント群は、例えば外部ネットワークサイト 147、及び本明細書において詳細には説明されない他のアプリケーション、サービス、プロセス、システム、エンジン、または機能を含む。外部ネットワークサイト 147 は、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の所有者とは異なるエンティティによって動作させられ、かつ動的に読み込まれるコード 143 を、クライアント装置 100 及び/またはコンピューティング環境 113 で実行されているアプリケーション群 131 のインスタンスに付与するように構成される。外部ネットワークサイト 147 は、アプリケーション 131 の開発者によって、またはサードパーティによって動作させることができる。幾つかの場合では、外部ネットワークサイト 147 は、マルウェアを、動的に読み込まれるコード 143 を利用して拡散させようとする不正ユーザによって動作させられる、または悪用される可能性がある。

10

20

30

40

50

【0024】

クライアント装置100は、ネットワーク119に接続することができる複数のクライアント装置100を表わしている。クライアント装置100は、例えばコンピュータシステムのようなプロセッサ利用システムを備えることができる。このようなコンピュータシステムは、デスクトップコンピュータ、ラップトップコンピュータ、携帯情報端末、携帯電話機、スマートフォン、セットトップボックス、ミュージックプレーヤ、ウェブパッド、タブレットコンピュータシステム、ゲームコンソール、電子ブックリーダー、または同様の機能を備える他のデバイスの形態で具体化することができる。クライアント装置100はディスプレイ104を含むことができる。ディスプレイ104は、例えば液晶表示(LCD)ディスプレイ、ガスプラズマ放電を行う方式のフラットパネルディスプレイ、有機発光ダイオード(OLED)ディスプレイ、電気泳動インク(E Ink)を用いた電気泳動ディスプレイ、LCDプロジェクタ、または他の種類のディスプレイ装置などのような1つ以上の装置を備えることができる。

10

【0025】

クライアント装置100は、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166、サンドボックス環境129、アプリケーションインスタンス134、セキュリティ検証クライアントサービス169、及び/または他のアプリケーションのような種々のアプリケーションを実行するように構成することができる。マーケットプレイスクライアントアプリケーション166は、例えばクライアント装置100内で実行することにより、コンピューティング環境113、116、及び/または他のサーバから与えられるネットワークコンテンツにアクセスして、ユーザインターフェース103をディスプレイ104にレンダリングすることができる。詳細には、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166をユーザがクライアント装置100に用いて、アプリケーションマーケットプレイスシステム125と対話する。マーケットプレイスクライアントアプリケーション166は、アプリケーション131の検索、アプリケーション131の購入、アプリケーション131のダウンロード、アプリケーション131のインストール、及び/またはアプリケーションマーケットプレイスシステム125に対する、そしてクライアント装置100に対する他の操作を容易にすることができる。幾つの場合では、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166は、例えばブラウザ、移動体用アプリケーションなどに対応させることができ、ユーザインターフェース103は、ネットワークページ、移動体用アプリケーションスクリーンなどに対応させることができる。

20

30

【0026】

種々の実施形態では、アプリケーションインスタンス群134は、クライアント装置100内で、またはサンドボックス環境129内で別々に実行することができる。サンドボックス環境129を用いて、動的に読み込まれるコード143を監視し、当該コードは、アプリケーションインスタンス群134によってダウンロードされてメモリに読み込まれる。コンピューティング環境113のサンドボックス環境129と同じように、クライアント装置100のサンドボックス環境129は、実行可能コードメモリ137と、データメモリ140と、を含むことができる。クライアント装置100のサンドボックス環境129は、エミュレーション、及び/または仮想化を実現することができる、または実現する必要はなく;実現しない場合には、サンドボックス環境129は単に、アプリケーションインスタンス群134がクライアント装置100のリソース群に直接アクセスするのを防止するレイヤとすることができる。

40

【0027】

セキュリティ検証クライアントサービス169は、セキュリティ検証サービス128のクライアント実行部分に対応する。アプリケーションインスタンス群134宛てに動的に読み込まれるコード143は、実行時には変化している可能性があるので、動的に読み込まれるコード143のセキュリティ分析の少なくとも一部をクライアント装置100内で行なうと有利となる。例えば、セキュリティ検証クライアントサービス169は、動的に読み込まれるコード143のバージョンを検証して、前のセキュリティ分析157が確實

50

に行なわれた状態を維持する。セキュリティ検証クライアントサービス169は更に、修復機能を含むことにより、動的に読み込まれるコード143について検出されるあらゆるセキュリティリスクを除去しようとする。幾つかの実施例では、セキュリティ検証クライアントサービス169の少なくとも1つのサービス構成部分を、ネットワーク119内のネットワーク装置により、例えばファイアウォール、負荷バランサ、ルータ、及び/または他の装置により実行することができる。

【0028】

クライアント装置100は、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166、サンドボックス環境129、アプリケーションインスタンス群134、及びセキュリティ検証クライアントサービス169以外のアプリケーション群、例えばブラウザ、移動体用アプリケーション、emailアプリケーション、ソーシャルネットワーキングアプリケーション、及び/または他のアプリケーションを実行するように構成することができる。

10

【0029】

次に、ネットワーク構成環境110の種々のコンポーネントの動作についての概要説明を行なう。最初に、開発者または他のユーザは、アプリケーション群131をアプリケーションマーケットプレイスシステム125に供給する。アプリケーションマーケットプレイスシステム125は、提供されて承認されるアプリケーション131の種類を確認することができる。アプリケーション群131がネイティブアプリケーションまたは一体型アプリケーションである場合、セキュリティ検証サービス128は、セキュリティ分析をアプリケーション群131に対して行ない、セキュリティリスクが検出されると、検出されたセキュリティリスクを含むアプリケーション群131を拒否する、修復する、アプリケーション群131にフラグを立てるなどすることができる。

20

【0030】

アプリケーション群131が動的アプリケーションである場合、セキュリティ検証サービス128は、種々のアプローチをセキュリティ分析に適用することができる。第1の一連のアプローチでは、アプリケーション131をサンドボックス環境129内でアプリケーションインスタンス134として実行し、セキュリティ検証サービス128は、アプリケーションインスタンス134が、動的に読み込まれるコード143に外部ネットワークサイト147からアクセスすることを要求している、またはアクセスしようとしているかどうかを監視する。アプリケーションインスタンス134が、動的に読み込まれるコード143にアクセスすることを要求している、またはアクセスしようとしている場合、セキュリティ検証サービス128は、動的に読み込まれるコード143をセキュリティリスクについて分析することができる。

30

【0031】

適用可能である場合、セキュリティ検証サービス128は、検出されるセキュリティリスクに対応する問題を修正または修復しようとするすることができる。更に、セキュリティ検証サービス128は、セキュリティリスクが検出されると、アプリケーションマーケットプレイスシステム125内のアプリケーション131の提供アプリケーション163を修正する、提供アプリケーション163にフラグを立てる、または提供アプリケーション163を中断することができる。セキュリティ検証サービス128は、動的に読み込まれるコード143のチェックサム、署名、指紋、プロファイルなどを、動的に読み込まれるコードデータ153に格納して、当該コードを将来時点で識別することができるようにする。更に、セキュリティ検証サービス128は、セキュリティ分析の結果を、前のセキュリティ分析結果157に格納することができる。

40

【0032】

第2の一連のアプローチでは、動的アプリケーション131は、クライアント装置100にダウンロードしてインストールすることができる。アプリケーション131は、アプリケーションインスタンス134として別々に実行することができる、またはクライアント装置100のサンドボックス環境129内で実行することができる。アプリケーション

50

インスタンス 134 が、動的に読み込まれるコード 143 にアクセスすることを要求している、またはアクセスしようとしている場合、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、動的に読み込まれるコード 143 をセキュリティリスクについて分析することができる。セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、セキュリティ分析の結果をセキュリティ検証サービス 128 に報告することができる。

【0033】

セキュリティ分析をクライアント装置 100 内で行なうと、プロセッサ利用効率、メモリ利用効率、及び/またはバッテリー消費量の点でコストが比較的高く付いてしまう。幾つかの実施形態では、セキュリティ分析をクライアント装置 100 内で行なうのではなく、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、動的に読み込まれるコード 143、または動的に読み込まれるコード 143 のソースに対応するユニフォームリソースロケータ (URL) を、セキュリティ検証サービス 128 に送信して、分析をコンピューティング環境 113 内で行なうようにしてもよい。別の構成として、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、動的に読み込まれるコード 143 のチェックサム、指紋、署名、または他のバージョン識別子を確認し、次にセキュリティ検証サービス 128 にクエリを送信して、前のセキュリティ分析 157 の結果を、利用可能な場合に、確認するようにしてもよい。1つの実施形態では、Certificate pinning (証明書のピン留め) を利用して、外部ネットワークサイト 147 から取得されるデータの署名を検証することができる。前のセキュリティ分析結果 157 を利用することができない場合、セキュリティ検証サービス 128 及び/またはセキュリティ検証クライアントサービス 169 は、セキュリティ分析を、動的に読み込んで新たに取得されるコード 143 に対して行なって、これらの結果を次に、前のセキュリティ分析結果 157 として格納することができる。

10

20

【0034】

セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、修復機能を実行して、セキュリティ検証クライアントサービス 169 及び/またはセキュリティ検証サービス 128 で発見されるセキュリティ問題を解決するように構成することができる。セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、動的に読み込まれる攻撃コード 143 を修復する、置き換える、または消去することにより、セキュリティリスクを無くすることができる。これにより、アプリケーションインスタンス 134 の動作を停止することになるが、アプリケーションインスタンス 134 を停止する方が、セキュリティリスクが検出された状態で動作を継続するよりも望ましい。幾つかの場合では、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、アプリケーションインスタンス 134 を終了することを選択してもよい。セキュリティリスクが検出される、かつ/または無くなる場合、クライアント装置 100 のユーザに、これらの結果を通知することができる。

30

【0035】

セキュリティリスクを検出して無くす非限定的な実施例として、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、アプリケーションインスタンス 134 が、データを、不正ユーザに関連していることが判明しているサイトに対応する "www.malicioususers.site," に送信しようとしていることを検出することができる。アプリケーションインスタンス 134 を修復するために、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は、アプリケーションインスタンス 134 のドメイン名前解決を変更して "NXDOMAIN" とすることにより、ドメイン名前解決が不正サイトの実際のネットワークアドレスで行なわれるのを防止することができる。別の構成として、クライアント装置 100 のファイアウォールルールは、ドメイン名前に関連するネットワークホストとの通信をブロックするように設定することができる。攻撃を行なうネットワークホストとの通信をブロックすることにより、アプリケーションインスタンス 134 のエンドユーザ機能に影響を与える場合もあるし、または影響を与えない場合もあるが、セキュリティリスクは無くすることができる。

40

【0036】

50

アプリケーションインスタンス 134 が、動的に読み込まれるコード 143 にアクセスしようとしているかどうかの判断は、幾つかの方法で行なうことができる。例えば、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、リモートデータを取得するアプリケーション群 131 が、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース (API) コールを、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 から提供される条件として使用するよう要求することができる。この条件を強制的に適用するために、セキュリティ検証サービス 128 は、アプリケーション 131 が、外部ネットワークサイト 147 に、特定の API コールを使用することなくコンタクトするように設定されているかどうかを検出し、そのように設定されている場合、アプリケーション 131 の承認を拒否する。これらの API コールは、単なるデータを取得する処理を、動的に読み込まれるコード 143 を含むデータを取得する処理から識別することができる。アプリケーションインスタンス 134 が実行時に、コードの API コールを行なう場合、セキュリティ検証クライアントサービス 169 及び / またはセキュリティ検証サービス 128 は、次にセキュリティ分析を、動的に読み込まれて取得されるコード 143 に対して行なうように設定することができる。

10

【0037】

更に、セキュリティ検証サービス 128 及び / またはセキュリティ検証クライアントサービス 169 は、データが、データメモリ 140 ではなく、実行可能コードメモリ 137 に読み込まれる時点を検出するように設定することができる。例えば、セキュリティ検証サービス 128 及び / またはセキュリティ検証クライアントサービス 169 は、アプリケーション 131 によりネットワーク 119 を経由して、サンドボックス環境 129 を使用することによりダウンロードされるデータを追跡して当該データにラベリングすることができる。データメモリ 140 に読み込まれるデータが禁止されて非実行可能データとなるのに対し、実行可能コードメモリ 137 に読み込まれるデータは実行することができる。検出は、サンドボックス環境 129 を使用することにより行なうことができ、サンドボックス環境 129 は、ダウンロードされるデータの読み込み先がいずれのメモリ領域であるかを追跡するように構成することができる。データが実行可能コードメモリ 137 にアプリケーションインスタンス 134 により読み込まれると、セキュリティ検証サービス 128 及び / またはセキュリティ検証クライアントサービス 169 は、セキュリティ分析を当該データに対して行なうことができる。1つの実施形態では、アプリケーション 131 は、サンドボックス環境 129 によって、実行可能コードをメモリに、特定の API コール以外で読み込むことが禁止される。

20

30

【0038】

幾つかの場合では、コードは、ダウンロードされたデータを分析することにより検出することができる。しかしながら、殆どの方法はアーキテクチャ固有である。例えば、特定の分析は、x86 コード、ARM コード、ハイパーテキストマークアップ言語 (HTML) 5 コードなどを検出するために行なうことができる。

【0039】

別の実施形態では、クライアント装置 100 のサンドボックス環境 129 は、全ての外部データ要求をルーティングするように構成することができる、またはセキュリティ検証サービス 128 から提供されるプロキシサービスでアプリケーションインスタンス 134 により行なわれる要求であって、動的に読み込まれるコード 143 に対する要求として特定される外部データ要求をルーティングするように構成することができる。従って、セキュリティ分析は、セキュリティ検証サービス 128 により、クライアント装置 100 内で行なうのではなく、コンピューティング環境 113 内のサーバ側に対して行なうことができる。これらのデータ要求をプロキシすることにより、種々の利点をもたらすことができ、これらの利点として、動的に読み込まれるコード 143 を動的に読み込まれるコードデータ 153 にキャッシュすることができること、及びダウンロード速度を高速化することができることを挙げることができる。

40

【0040】

50

セキュリティ分析の結果から、セキュリティ検証サービス 128 及び/またはセキュリティ検証クライアントサービス 169 により開始される操作を指示することができる。幾つかの場合では、検出されるセキュリティリスクの重要度は変わる可能性がある。リスクが低い場合、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、当該アプリケーションを完全に除去するのではなく、単にアプリケーション 131 の提供アプリケーション 163 にフラグを立てるだけである。幾つかの場合では、アプリケーション 131 の優先レベルは、アプリケーション 131 に対して行なわれるセキュリティ分析のセキュリティレベル、及び/またはアプリケーション 131 に検出されるセキュリティリスクレベルに基づいて指定することができる。優先レベルにより、いずれの優先度をクライアント装置 100 のアプリケーションインスタンス 134 に付与するかについて設定することができる。

10

【0041】

幾つかの場合では、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の所有者は、特定のアプリケーション群 131 またはアプリケーション群 131 のベンダー群をホワイトリストに登録して、セキュリティ分析を行なわないで済ませるように選択を行なうことができる。このようなアプリケーション群 131 またはアプリケーション群 131 のベンダー群は、所有者に信頼されて、追加のセキュリティ分析が、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の支援を受けて、不必要であると見なされるようになる。このようなアプリケーション群 131 には、認証の署名を付与することができ、そして署名を検証してソースを確認することができる。

20

【0042】

次に、図 3 を参照するに、図示されているのは、種々の実施形態によるアプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の一部の動作の一実施例を提供するフローチャートである。図 3 のフローチャートは、多くの異なる種類の機能配置の一実施例を示しているに過ぎず、これらの機能配置を行なって、本明細書において記載されるアプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の一部の動作を実行することができることを理解されたい。別の構成として、図 3 のフローチャートは、1 つ以上の実施形態によるコンピューティング環境 113 (図 2) において実行される方法のステップ群の一実施例を図示しているものとして見るることができる。

【0043】

ボックス 303 から始まって、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、アプリケーション 131 (図 2) を受信する。アプリケーション 131 は、開発者またはユーザによりアップロードすることができる。別の構成として、アプリケーション 131 は、データストア 122 (図 2) に、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 の所有者によってダウンロードすることができる。ボックス 306 では、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、アプリケーション 131 の種類、アプリケーション 131 がネイティブ/スタンドアロンアプリケーション 131 または動的アプリケーション 131 であるかどうかを確認する。例えば、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、セキュリティ検証サービス 128 (図 2) を用いて、アプリケーション 131 が、動的に読み込まれるコード 143 (図 2) のダウンロードに関連する API コールを行なうかどうかを確認することができる。

30

40

【0044】

ボックス 309 では、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は、アプリケーション 131 が動的アプリケーション 131 であるかどうかを確認する。動的アプリケーション 131 が、開発者により行なわれるような、自己宣言アプリケーションとすることができる、またはアプリケーション 131 は、クライアント装置 100 からのアプリケーション実行時の挙動の報告により、API 分析により、アプリケーションをサンドボックス環境 129 (図 2) 内で実行することにより、または別のアプローチにより動的アプリケーションであることを確認することができる。アプリケーション 131 が動的アプリケーション 131 である場合、アプリケーションマーケットプレイスシステム 125 は

50

、動作を継続してボックス 3 1 2 に進み、そして動的アプリケーションセキュリティ分析アプローチを用いる。

【 0 0 4 5 】

このアプローチでは、アプリケーション 1 3 1 がアプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 に、当該アプリケーションの挙動がコード更新とともに変化している可能性があるときに受け入れられた後に、検証手順を継続することができる。動的アプリケーションセキュリティ分析アプローチでは更に、動的アプリケーション群 1 3 1 が通常、セキュリティリスクについて分析される可能性があるコンテナのような所定のネイティブコードを含んでいるので、セキュリティ分析を、ネイティブアプリケーションセキュリティ分析アプローチにより行なうことができる。その後、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 は動作を継続してボックス 3 1 5 に進む。アプリケーション 1 3 1 が動的アプリケーション 1 3 1 ではない場合、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 は、動作を継続してボックス 3 0 9 からボックス 3 1 8 に進み、そしてネイティブアプリケーションセキュリティ分析アプローチを用いる。次に、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 は、動作を継続してボックス 3 1 5 に進む。

10

【 0 0 4 6 】

ボックス 3 1 5 では、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 は、アプリケーションの提供アプリケーション 1 6 3 (図 2) を、セキュリティ分析結果に少なくとも部分的に基づいて、生成する、修正する、または除去する。例えば、セキュリティリスクを持たないことが検証されたアプリケーション 1 3 1 は、アプリケーションマーケットプレイスに追加することができる。別の構成として、セキュリティリスクを含んでいることが確認されるアプリケーション 1 3 1 は、修正可能な場合に、修正することによりセキュリティリスクを除去することができる、またはアプリケーションマーケットプレイスから完全に除去することができる。幾つかの場合では、提供アプリケーション 1 6 3 は、セキュリティ問題が生じている可能性があることを示すフラグに関連付けることができる。1 つの実施形態では、提供アプリケーション 1 6 3 にフラグを立てて、当該提供アプリケーションが、更に別の検証手順を受ける動的アプリケーション 1 3 1 であることを通知することができる。このようなフラグは、テキスト警告、アイコン、及び/または他の証印を含むことができる。提供アプリケーション 1 6 3 は、アプリケーション 1 3 1 に許可される優先レベルを、既に行なわれているセキュリティ検証のレベルに少なくとも部分的に基づいて通知することができる。その後、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5 の一部が終了する。

20

30

【 0 0 4 7 】

図 4 に移って図 4 を参照するに、図示されているのは、種々の実施形態によるセキュリティ検証サービス 1 2 8 の一部の動作の一実施例を提供するフローチャートである。図 4 のフローチャートは、多くの異なる種類の機能配置の一実施例を示しているに過ぎず、これらの機能配置を用いて、本明細書において記載されるセキュリティ検証サービス 1 2 8 の一部の動作を実行することができることを理解されたい。別の構成として、図 4 のフローチャートは、1 つ以上の実施形態によるコンピューティング環境 1 1 3 (図 2) において実行される方法のステップ群の一実施例を図示しているものとして見るることができる。図 4 に示すタスク群の幾つかのタスク、または全てのタスクは、セキュリティ検証クライアントサービス 1 6 9 (図 2) により、クライアント装置 1 0 0 (図 1) 内で、代わりに実行するか、または追加で実行することができる。

40

【 0 0 4 8 】

ボックス 4 0 3 から始まって、セキュリティ検証サービス 1 2 8 は、アプリケーション 1 3 1 (図 2) をアプリケーションインスタンス 1 3 4 (図 2) として実行する。ボックス 4 0 6 では、セキュリティ検証サービス 1 2 8 は、アプリケーション 1 3 1 が、動的に読み込まれるコード 1 4 3 (図 2) に、実行時にアクセスしていることを確認する。例えば、アプリケーション 1 3 1 は、動的コード使用に対応する A P I コールを行なうことができる、アプリケーション 1 3 1 は、ダウンロードデータを実行可能コードメモリ 1 3 7

50

に読み込むことができる、アプリケーション 131 は、認識可能な実行可能コードを含むデータをダウンロードすることができるなどである。

【0049】

ボックス 409 では、セキュリティ検証サービス 128 は、外部ネットワークサイト 147 (図 2) から要求されて動的に読み込まれるコード 143 を取得する。1つの実施形態では、セキュリティ検証サービス 128 は、動的に読み込まれるコード 143 に対する要求を、クライアント装置 100 に代わってプロキシすることができる。別の実施形態では、セキュリティ検証サービス 128 は、動的に読み込まれるコード 143 に対する外部ネットワークサイト 147 からの当該サービス固有の要求を開始することができる。更に別の実施形態では、セキュリティ検証クライアントサービス 169 は実際に、動的に読み込まれるコード 143 を外部ネットワークサイト 147 から取得することができ、しかも次に、バージョン識別子をセキュリティ検証サービス 128 に送信することができる。

10

【0050】

ボックス 412 では、セキュリティ検証サービス 128 は、動的に読み込まれるコード 143 のバージョンを確認する。例えば、セキュリティ検証サービス 128 は、動的に読み込まれるコード 143 に関連する指紋、コード署名、チェックサムなどを確認することができる。ボックス 415 では、セキュリティ検証サービス 128 は、前のセキュリティ分析 157 (図 2) が、動的に読み込まれるコード 143 のバージョンについて行なわれているかどうかを確認する。例えば、セキュリティ検証サービス 128 は、動的に読み込まれるコード 143 の指紋を、前に分析されたコードに関連する動的に読み込まれるコードデータ 153 (図 2) に含まれる指紋ライブラリと比較することができる。前のセキュリティ分析 157 が行なわれている場合、セキュリティ検証サービス 128 は、ボックス 415 からボックス 418 に移動して、前のセキュリティ分析 157 の結果を、データストア 122 (図 2) から取得する。次に、セキュリティ検証サービス 128 は、動作を継続してボックス 421 に進む。前のセキュリティ分析 157 が特定のバージョンについて行なわれていない場合、セキュリティ検証サービス 128 は、ボックス 415 からボックス 418 に移動するのではなく、ボックス 415 からボックス 424 に移動して、セキュリティ分析を、動的に読み込まれるコード 143 に対して行なう。幾つかの実施形態では、セキュリティ検証サービス 128 は、セキュリティ分析の結果をクライアント装置 100 から受信することができる。セキュリティ検証サービス 128 は、動作を継続してボックス 421 に進む。

20

30

【0051】

ボックス 421 では、セキュリティ検証サービス 128 は、セキュリティリスクが、動的に読み込まれる所定バージョンのコード 143 について検出されるかどうかを確認する。セキュリティリスクが検出されない場合、アプリケーション 131 は問題がないことが検証されて、アプリケーション 131 を実行し続けることができる。その後、セキュリティ検証サービス 128 は終了する。セキュリティリスクが検出される場合、セキュリティ検証サービス 128 は、ボックス 421 からボックス 427 に進んで、1つ以上の操作をセキュリティリスクが検出されると開始する。セキュリティ分析の結果は、アプリケーションマーケットプレイスに関連するエンティティに送信することができる。例えば、セキュリティ検証サービス 128 は、アプリケーションマーケットプレイスのアプリケーション 131 の提供アプリケーション 163 (図 2) を修正する、提供アプリケーション 163 にフラグを立てる、または提供アプリケーション 163 を除去することができる。

40

【0052】

セキュリティ検証サービス 128 は、アプリケーション 131 を修復または修正して、セキュリティリスクを無くすことができる。セキュリティ検証サービス 128 は、クライアント装置 100 に指示して、アプリケーション 131 の実行を終了させる、かつ/またはアプリケーション 131 をアンインストールさせることができる。幾つかの場合では、セキュリティ検証サービス 128 は、サンドボックス環境 129 の構成を変更して、セキュリティリスクを無くすことができる。例えば、ネットワークフィルタリングルールを更

50

新して、サンドボックス環境 1 2 9 の不正ネットワークサイトへのトラフィックをブロックすることができる、またはアプリケーション 1 3 1 にサンドボックス環境 1 2 9 を介してアクセス可能なコンタクトを、ダミーコンタクトに置き換えることができる。その後、セキュリティ検証サービス 1 2 8 の一部が終了する。

【 0 0 5 3 】

図 5 を参照するに、図示されているのは、本開示の 1 つの実施形態によるコンピューティング環境 1 1 3 のモードブロック図である。コンピューティング環境 1 1 3 は、1 つ以上のコンピューティング装置 5 0 0 を含む。各コンピューティング装置 5 0 0 は、少なくとも 1 つのプロセッサ回路を含み、当該プロセッサ回路は、例えばプロセッサ 5 0 3 と、メモリ 5 0 6 と、を有し、プロセッサ 5 0 3 及びメモリ 5 0 6 は共に、ローカルインターフェース 5 0 9 に接続される。この構成を実現するために、各コンピューティング装置 5 0 0 は、例えば少なくとも 1 つのサーバコンピュータまたは同様の装置を備えることができる。ローカルインターフェース 5 0 9 は、図から分かるように、例えばアドレス / 制御バスまたは他のバス構造が付随したデータバスを備えることができる。

10

【 0 0 5 4 】

メモリ 5 0 6 に格納されているのは、プロセッサ 5 0 3 で実行可能なデータ及び幾つかのコンポーネントの両方である。詳細には、メモリ 5 0 6 に格納され、かつプロセッサ 5 0 3 で実行することができるのは、セキュリティ検証サービス 1 2 8、アプリケーションマーケットプレイスシステム 1 2 5、サンドボックス環境 1 2 9、及び場合によっては、他のアプリケーションである。更に、メモリ 5 0 6 に格納されているのは、データストア 1 2 2 及び他のデータとすることができる。更に、オペレーティングシステムをメモリ 5 0 6 に格納して、プロセッサ 5 0 3 で実行することができる。

20

【 0 0 5 5 】

図 6 を参照するに、図示されているのは、本開示の 1 つの実施形態によるクライアント装置 1 0 0 のモードブロック図である。クライアント装置 1 0 0 は、少なくとも 1 つのプロセッサ回路を含み、当該プロセッサ回路は、例えばプロセッサ 6 0 3 と、メモリ 6 0 6 と、を有し、プロセッサ 6 0 3 及びメモリ 6 0 6 は共に、ローカルインターフェース 6 0 9 に接続される。ローカルインターフェース 6 0 9 は、図から分かるように、例えばアドレス / 制御バスまたは他のバス構造が付随したデータバスを備えることができる。ディスプレイ 1 0 4 が更に、ローカルインターフェース 6 0 9 に接続される。

30

【 0 0 5 6 】

メモリ 6 0 6 に格納されているのは、プロセッサ 6 0 3 で実行可能なデータ及び幾つかのコンポーネントの両方である。詳細には、メモリ 6 0 6 に格納され、かつプロセッサ 6 0 3 で実行することができるのは、マーケットプレイスクライアントアプリケーション 1 6 6、サンドボックス環境 1 2 9、アプリケーションインスタンス 1 3 4、セキュリティ検証クライアントサービス 1 6 9、及び場合によっては、他のアプリケーションである。更に、メモリ 6 0 6 に格納されているのは、データストア及び他のデータとすることができる。更に、オペレーティングシステムをメモリ 6 0 6 に格納して、プロセッサ 6 0 3 で実行することができる。

【 0 0 5 7 】

次に、図 5 及び図 6 の両方を参照するに、図から分かるように、メモリ 5 0 6、6 0 6 に格納され、かつそれぞれのプロセッサ 5 0 3、6 0 3 で実行することができる他のアプリケーションを設けることができることを理解されたい。本明細書において説明されるいずれのコンポーネントも、ソフトウェア構成で実現される場合、複数のプログラミング言語のうちいずれか 1 つのプログラミング言語を用いることができ、これらのプログラミング言語として、例えば C、C++、C#、Objective C、Java (登録商標)、JavaScript (登録商標)、Perl、PHP、Visual Basic (登録商標)、Python (登録商標)、Ruby、Flash (登録商標)、または他のプログラミング言語を挙げることができる。

40

【 0 0 5 8 】

50

複数のソフトウェアコンポーネントは、メモリ506、606に格納され、かつそれぞれのプロセッサ503、603で実行することができる。この点に関して、“executable（実行可能な）”という用語は、最終的にプロセッサ503、603で実行することができる構成のプログラムファイルを意味している。実行可能プログラムの実施例として、例えばメモリ506、606のランダムアクセス部分に読み込むことができ、かつプロセッサ503、603で実行することができるフォーマットの機械コードに変換することができるコンパイルプログラム、メモリ506、606のランダムアクセス部分に読み込むことができ、かつプロセッサ503、603で実行することができるオブジェクトコードのような正しいフォーマットで表現することができるソースコード、または別の実行可能プログラムにより解釈されて命令群を、プロセッサ503、603で実行されることになるメモリ506、606のランダムアクセス部分に生成することができるソースコードなどを挙げるることができる。実行可能プログラムは、メモリ506、606のいずれかの部分またはコンポーネントに格納することができ、これらのメモリとして、例えばランダムアクセスメモリ（RAM）、リードオンリメモリ（ROM）、ハードドライブ、固体ドライブ、USBフラッシュドライブ、メモリカード、コンパクトディスク（CD）またはデジタル多用途ディスク（DVD）のような光ディスク、フロッピー（登録商標）ディスク、磁気テープ、または他のメモリコンポーネントを挙げるることができる。

10

【0059】

メモリ506、606は、本明細書において、揮発性メモリ及び不揮発性メモリの両方のメモリ、及びデータストレージコンポーネントを含むものとして定義される。揮発性コンポーネントは、データ値を電源遮断時に保持しないコンポーネントである。不揮発性コンポーネントは、データを電源遮断時に保持するコンポーネントである。従って、メモリ506、606は、例えばランダムアクセスメモリ（RAM）、リードオンリメモリ（ROM）、ハードディスクドライブ、固体ドライブ、USBフラッシュドライブ、メモリカードリーダーでアクセス可能なメモリカード、接続先のフロッピーディスクドライブでアクセス可能なフロッピーディスク、光ディスクドライブでアクセス可能な光ディスク、適切なテープドライブでアクセス可能な磁気テープ、及び/または他のメモリコンポーネント、またはこれらのメモリコンポーネントのうちのいずれか2つ以上のメモリコンポーネントの組み合わせを含むことができる。更に、RAMは、例えばスタティックランダムアクセスメモリ（SRAM）、ダイナミックランダムアクセスメモリ（DRAM）、または磁気ランダムアクセスメモリ（MRAM）、及び他のこのようなメモリ装置を含むことができる。ROMは、例えばプログラマブルリードオンリメモリ（PROM）、消去可能なプログラマブルリードオンリメモリ（EPROM）、電気的消去可能なプログラマブルリードオンリメモリ（EEPROM）、または他の同様なメモリ装置を含むことができる。

20

30

【0060】

また、プロセッサ503、603はそれぞれ、複数のプロセッサ503、603及び/または複数のプロセッサコアを表わすことができ、メモリ506、606はそれぞれ、処理回路群をそれぞれ同時に動作させる複数のメモリ506、606を表わすことができる。このような場合、ローカルインターフェース509、609は、複数のプロセッサ503、603のいずれか2つのプロセッサの間、いずれかのプロセッサ503、603とメモリ506、606のいずれかのメモリとの間、またはメモリ506、606のいずれか2つのメモリの間などの通信を容易にする適切なネットワークとすることができる。ローカルインターフェース509、609は、この通信を調整するように設計される更に別のシステムを備えることができ、これらのシステムは、例えば負荷バランスを実行する。プロセッサ503、603は、電気的構成とする、または他の所定の利用可能な構成とすることができる。

40

【0061】

本明細書において記載されるセキュリティ検証サービス128、アプリケーションマーケットプレイスシステム125、サンドボックス環境129、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166、アプリケーションインスタンス134、セキュリティ検

50

証クライアントサービス169、及び他の種々のシステムは、ソフトウェアで具体化することができる、または上に説明した汎用ハードウェアで実行されるコードとすることができるが、別の構成として、これらの同じ構成要素は、専用ハードウェアで、またはソフトウェア/汎用ハードウェア及び専用ハードウェアの組み合わせで具体化することもできる。専用ハードウェアで具体化される場合、各構成要素は、複数の技術のいずれか1つの技術、または複数の技術の組み合わせを用いる回路またはステートマシンとして実現することができる。これらの技術は、これらには限定されないが、種々の論理機能を1つ以上のデータ信号が印加されると実行する論理ゲートを有する個別論理回路、適切な論理ゲートを有する特定用途向け集積回路(AASIC)、フィールドプログラマブルゲートアレイ(FPGA)、または他のコンポーネントなどを含むことができる。このような技術は、この技術分野の当業者に広く知られているので、ここで詳細に説明することはしない。

10

【0062】

図3及び図4のフローチャートは、アプリケーションマーケットプレイスシステム125及びセキュリティ検証サービス128の種々の構成部分の実施形態の機能及び動作を示している。ソフトウェアで具体化される場合、各ブロックは、モジュール、セグメントを表わすか、または指定される論理機能(群)を実行するプログラム命令群を含むコード部分を表わすことができる。プログラム命令群は、プログラミング言語で記述されるヒューマン可読命令文を含むソースコードの形式、またはコンピュータシステムまたは他のシステムのプロセッサ503、603のような適切な実行システムが認識可能な数値命令を含む機械コードの形式で具体化することができる。機械コードは、ソースコードなどから変換することができる。ハードウェアで具体化される場合、各ブロックは、指定される論理機能(群)を実行する回路または複数の相互接続回路を表わすことができる。

20

【0063】

図3及び図4のフローチャートは、特定の実行順序を示しているが、この実行順序は、図示の実行順序と異なってもよいことを理解されたい。例えば、2つ以上のブロックの実行順序は、図示の順序をごちゃ混ぜにしたものとしてもよい。また、図3及び図4に連続して図示される2つ以上のブロックは、同時に実行してもよい、または一部を同時に実行してもよい。更に、幾つかの実施形態では、図3及び図4に示すブロック群のうちの1つ以上のブロックは、飛ばしてもよい、または省略してもよい。更に、任意の数のカウンタ、状態変数、警告セマフォ、またはメッセージを、本明細書において記載される論理フローに追加して、可用性改善、会計処理、性能測定、またはトラブルシューティング支援などを行なう。このような変更は、本開示の範囲に含まれることを理解されたい。

30

【0064】

また、セキュリティ検証サービス128、アプリケーションマーケットプレイスシステム125、サンドボックス環境129、マーケットプレイスクライアントアプリケーション166、アプリケーションインスタンス134、及びセキュリティ検証クライアントサービス169を含み、かつソフトウェアまたはコードを含む本明細書に記載の任意のロジックまたはアプリケーションは、例えばコンピュータシステムまたは他のシステムのプロセッサ503、603のような命令実行システムにより使用される、または命令実行システムに接続される任意の非一時的なコンピュータ可読媒体で具体化することができる。この意味において、ロジックは、例えばコンピュータ可読媒体からフェッチすることができる、かつ命令実行システムにより実行することができる命令及び宣言を含む命令文を含むことができる。本開示の状況では、“computer-readable medium (コンピュータ可読媒体)”とは、命令実行システムにより使用される、または命令実行システムに接続され、かつ本明細書において記載されるロジックまたはアプリケーションを収容する、格納する、または保持することができる任意の媒体とすることができる。

40

【0065】

コンピュータ可読媒体は、例えば磁気媒体、光媒体、または半導体媒体のような多くの物理媒体のうちのいずれか1つの媒体を含むことができる。適切なコンピュータ可読媒体の更に具体的な実施例として、これらには限定されないが、磁気テープ、磁気フロッピー

50

ディスク、磁気ハードドライブ、メモリカード、固体ドライブ、USBフラッシュドライブ、または光ディスクを挙げることができる。また、コンピュータ可読媒体は、例えばスタティックランダムアクセスメモリ (SRAM)、及びダイナミックランダムアクセスメモリ (DRAM)、または磁気ランダムアクセスメモリ (MRAM) を含むランダムアクセスメモリ (RAM) とすることができる。更に、コンピュータ可読媒体は、リードオンリメモリ (ROM)、プログラマブルリードオンリメモリ (PROM)、消去可能なプログラマブルリードオンリメモリ (EPROM)、電氣的消去可能なプログラマブルリードオンリメモリ (EEPROM)、または他の種類のメモリ装置とすることができる。

【0066】

本開示の種々の実施形態は、以下の条項に記載することができる：

10

条項 1 .

少なくとも1つのコンピューティング装置で実行することができるプログラムを具体化する非一時的なコンピュータ可読記憶媒体であって：

アプリケーションのインスタンスをサンドボックス環境内で実行するコードであって、前記アプリケーションが、アプリケーションマーケットプレイスから受信される、前記実行するコードと；

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれるコードにアクセスしようとしているかどうかを確認するコードであって、前記確認するコードが：

前記アプリケーションの前記インスタンスが、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース (API) コールを行なって、実行可能コードをネットワークサイトから取得しようとしているかどうかを確認するコードであって、前記アプリケーションの前記インスタンスが、前記実行可能コードを前記特定の API コール以外のコールで取得することが禁止される、前記確認するコード；

20

前記アプリケーションの前記インスタンスが、ダウンロードデータを前記サンドボックス環境内のメモリ実行可能領域に読み込んでいるかどうかを確認するコード；または

前記アプリケーションの前記インスタンスが、認識可能な実行可能コードを含むダウンロードデータを有しているかどうかについて確認するコードのうち少なくとも1つのコードを含む、前記確認するコードと；

前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードにアクセスしようとしていることが確認されると、セキュリティ分析を動的に読み込まれる前記コードに対して行なうコードと；

30

前記セキュリティ分析の結果を、前記アプリケーションマーケットプレイスに関連するエンティティに送信するコードと；

前記セキュリティ分析で検出されるセキュリティリスクを無くす操作を開始するコードと、を備える、非一時的なコンピュータ可読記憶媒体。

条項 2 .

前記操作では、前記アプリケーションマーケットプレイスの前記アプリケーションの提供アプリケーションを修正する、条項 1 に記載の非一時的なコンピュータ可読記憶媒体。

条項 3 .

前記少なくとも1つのコンピューティング装置はクライアント装置に対応する、条項 1 または 2 に記載の非一時的なコンピュータ可読記憶媒体。

40

条項 4 .

前記セキュリティ分析を行なう前記コードは更に、動的に読み込まれる前記コードに対する前のセキュリティ分析の結果を前記アプリケーションマーケットプレイスから受信するコードを含む、条項 1 乃至 3 に記載の非一時的なコンピュータ可読記憶媒体。

条項 5 .

少なくとも1つのコンピューティング装置と；

前記少なくとも1つのコンピューティング装置内で実行することができるセキュリティ検証サービスと、を備え、前記セキュリティ検証サービスは：

50

アプリケーションのインスタンスを実行するロジックであって、前記アプリケーションが、アプリケーションマーケットプレイスの中から提供される、前記実行するロジックと

；
前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれるコードにネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認するロジックと；

前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードにアクセスしようとしていることが確認されると、セキュリティ分析を動的に読み込まれる前記コードに対して行なうロジックと；

前記セキュリティ分析の結果を、前記アプリケーションマーケットプレイスに送信するロジックと、を含む、システム。

10

条項 6 .

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードに前記ネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認する前記ロジックは更に：

前記アプリケーションの前記インスタンスが、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース（API）コールを行なっていることを確認するロジックを含み、前記アプリケーションの前記インスタンスは、動的に読み込まれる前記コードを前記特定のAPIコール以外のコールで取得することが禁止される、条項 5 に記載のシステム。

条項 7 .

20

前記アプリケーションの前記インスタンスの実行時に、前記アプリケーションの前記インスタンスが、動的に読み込まれる前記コードに前記ネットワークサイトからアクセスしようとしていることを確認する前記ロジックは更に：

前記アプリケーションの前記インスタンスが前記ネットワークサイトからダウンロードするデータを追跡して、前記データが実行可能コードを含んでいることを確認するロジックを含む、条項 5 または 6 に記載のシステム。

条項 8 .

前記セキュリティ分析を行なう前記分析ロジックは：

前のセキュリティ分析が既に、動的に読み込まれる前記コードに対して行なわれているかどうかを確認し；そして

30

前記前のセキュリティ分析が既に行なわれている場合に、前記前のセキュリティ分析を、前記セキュリティ分析として利用するように構成される、条項 5 乃至 7 に記載のシステム。

条項 9 .

前記前のセキュリティ分析が既に行なわれているかどうかを確認する際に更に：

動的に読み込まれる前記コードの指紋を確認し；そして

前記指紋を、動的に読み込まれるコードに対する複数の前のセキュリティ分析に関連する指紋ライブラリと比較する、条項 4 に記載のシステム。

条項 10 .

前記セキュリティ検証サービスは更に、セキュリティリスクが前記セキュリティ分析で特定されると、前記アプリケーションの前記インスタンスを終了させるロジック、または動的に読み込まれる前記コードが、前記アプリケーションの前記インスタンスによって読み込まれるのを防止するロジックを含む、条項 5 乃至 9 に記載のシステム。

40

条項 11 .

前記セキュリティ検証サービスは更に、動的に読み込まれる前記コードを修正して、前記セキュリティ分析で特定されるセキュリティリスクを無くすロジックを含む、条項 5 乃至 10 に記載のシステム。

条項 12 .

前記セキュリティ検証サービスは更に、セキュリティリスクが前記セキュリティ分析で特定されない場合に、前記アプリケーションの前記インスタンスに許可して、動的に読み

50

込まれる前記コードを実行させるロジックを含む、条項 5 乃至 11 に記載のシステム。

条項 13.

前記セキュリティ検証サービスは更に、前記アプリケーションマーケットプレイスの中から提供される前記アプリケーションの提供アプリケーションを無効化する、または前記提供アプリケーションにフラグを立てるロジックを含む、条項 5 乃至 12 に記載のシステム。

条項 14.

前記アプリケーションの前記インスタスは、移動体通信端末装置内で、前記実行するロジックによって実行される、条項 5 乃至 13 に記載のシステム。

条項 15.

前記アプリケーションの前記インスタスは、サーバ環境内で、前記実行するロジックによって実行され、前記サーバ環境は、前記アプリケーションマーケットプレイスに代わって動作する、条項 5 乃至 14 に記載のシステム。

条項 16.

少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、アプリケーションのプロバイダから受信するアプリケーションのインスタスをサンドボックス環境内で実行し；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記アプリケーションの前記インスタスが、ネットワークサイトからダウンロードしたデータを有していることを確認し；

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記ダウンロードデータが、実行可能コードを含んでいるかどうかを確認し、前記確認する際に；

前記アプリケーションの前記インスタスが、前記ダウンロードデータの少なくとも一部を、前記サンドボックス環境内のメモリの実行可能領域に既に読み込んでいるかどうかを確認する；または

前記アプリケーションの前記インスタスが、特定のアプリケーションプログラミングインターフェース (API) コールを行なって、前記ダウンロードデータを既に取得しているかどうかを確認して、前記アプリケーションの前記インスタスが、前記実行可能コードを前記特定の API コール以外のコールで取得することを禁止されるようにし；

前記ダウンロードデータが前記実行可能データを含んでいることが確認されると、前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、セキュリティ分析を前記ダウンロードデータの少なくとも一部に対して行ない；そして

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置から、前記セキュリティ分析の結果を前記アプリケーションの前記プロバイダに送信する、方法。

条項 17.

更に：

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記ダウンロードデータの少なくとも一部に関連するコード署名を確認し；そして

前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記コード署名に対応する前のセキュリティ分析の結果を受信する、条項 11 に記載の方法。

条項 18.

前記アプリケーションの前記プロバイダはアプリケーションマーケットプレイスであり、前記アプリケーションマーケットプレイス及び前記ネットワークサイトは、異なるエンティティによって制御される、条項 16 または 17 に記載の方法。

条項 19.

更に：

前記セキュリティ分析が行なわれると、前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記ダウンロードデータの前記少なくとも一部を修正してセキュリティリスクを無くす；または

前記セキュリティ分析が行なわれると、前記少なくとも 1 つのコンピューティング装置によって、前記サンドボックス環境の構成を変更して、前記セキュリティリスクを無くす

10

20

30

40

50

、条項 16 乃至 18 に記載の方法。
条項 20 .

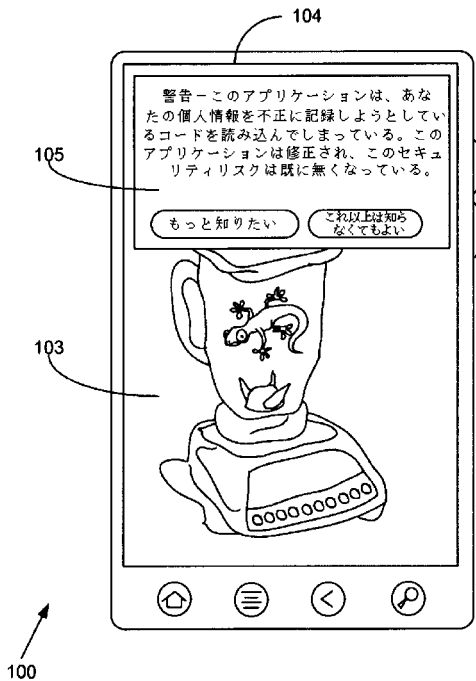
動的アプリケーション通知を前記アプリケーションの前記プロバイダから受信して、前記動的アプリケーション通知が前記アプリケーションに関連付けられると、前記アプリケーションの前記インスタンスを前記サンドボックス環境内で実行する、条項 16 乃至 19 に記載の方法。

【 0067 】

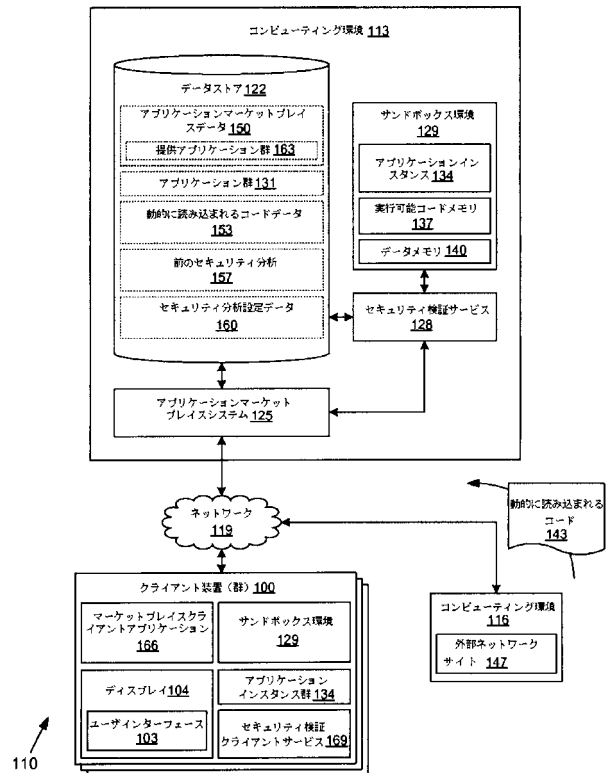
上に説明した本開示の種々の実施形態は、本開示の原理を明確に理解するために開示される種々の実施形態の適用可能な実施例に過ぎないことを強く認識されたい。多くの変更及び変形は、上に説明した実施形態（群）に対して、本開示の思想及び原理から大きく逸脱しない限り行なうことができる。全てのこのような変形及び変更は、本明細書においては、本開示の範囲に含まれ、かつ以下の請求項により保護されるべきである。

10

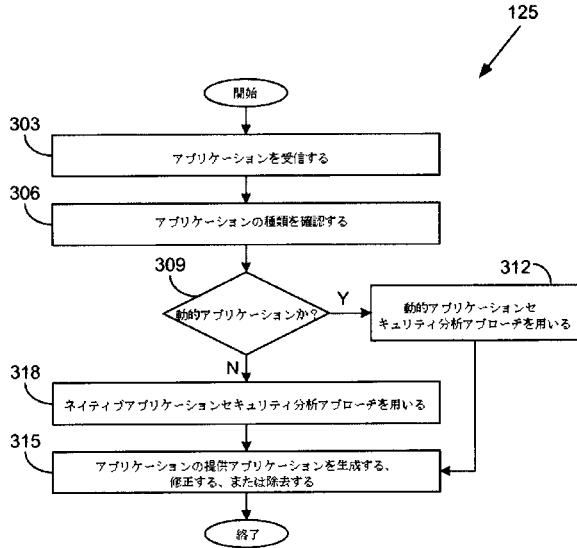
【 図 1 】



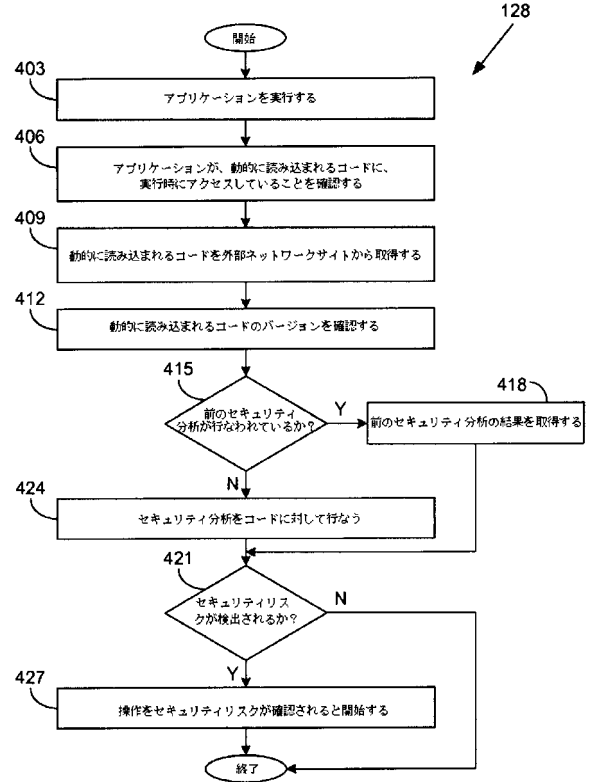
【 図 2 】



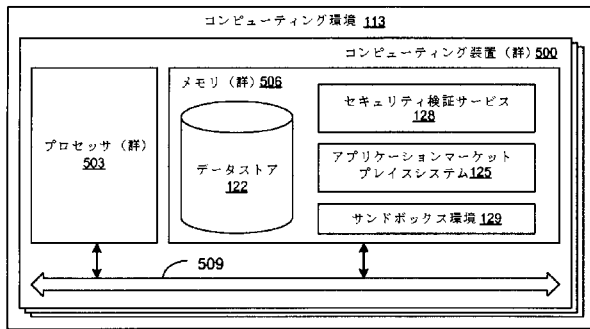
【図3】



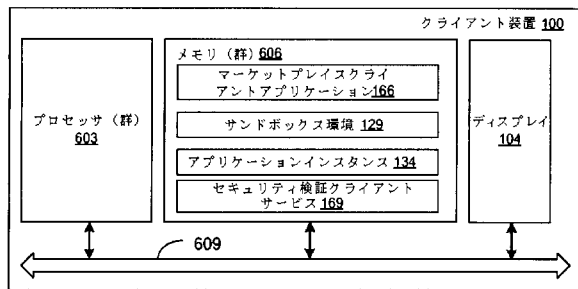
【図4】



【図5】



【図6】



【 国際調査報告 】

INTERNATIONAL SEARCH REPORT		International application No. PCT/US2014/052932
A. CLASSIFICATION OF SUBJECT MATTER IPC(8) - H04L 29/06 (2014.01) CPC - H04L 63/0245 (2014.09) According to International Patent Classification (IPC) or to both national classification and IPC		
B. FIELDS SEARCHED Minimum documentation searched (classification system followed by classification symbols) IPC(8) - H04L 29/06 (2014.01) USPC - 726/1, 24-27, 29, 30 Documentation searched other than minimum documentation to the extent that such documents are included in the fields searched CPC - H04L 63/0245; H04L 63/20; H04L 63/102 (2014.09) (keyword delimited) Electronic data base consulted during the international search (name of data base and, where practicable, search terms used) Orbit, Google Patents, Google Search terms used: emulator, mobile application security, mobile software market, instrumented emulation		
C. DOCUMENTS CONSIDERED TO BE RELEVANT		
Category*	Citation of document, with indication, where appropriate, of the relevant passages	Relevant to claim No.
Y	US 2012/0117651 A1 (EDERY et al.) 10 May 2012 (10.05.2012) entire document	1-15
Y	US 2012/0291022 A1 (MEHTA et al.) 15 November 2012 (15.11.2012) entire document	1-15
A	US 2010/0107252 A1 (MERTO GUNO) 29 April 2010 (29.04.2010) entire document	1-15
<input type="checkbox"/> Further documents are listed in the continuation of Box C. <input type="checkbox"/>		
* Special categories of cited documents: "A" document defining the general state of the art which is not considered to be of particular relevance "E" earlier application or patent but published on or after the international filing date "L" document which may throw doubts on priority claim(s) or which is cited to establish the publication date of another citation or other special reason (as specified) "O" document referring to an oral disclosure, use, exhibition or other means "P" document published prior to the international filing date but later than the priority date claimed "T" later document published after the international filing date or priority date and not in conflict with the application but cited to understand the principle or theory underlying the invention "X" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered novel or cannot be considered to involve an inventive step when the document is taken alone "Y" document of particular relevance; the claimed invention cannot be considered to involve an inventive step when the document is combined with one or more other such documents, such combination being obvious to a person skilled in the art "&" document member of the same patent family		
Date of the actual completion of the international search 23 October 2014		Date of mailing of the international search report 18 DEC 2014
Name and mailing address of the ISA/US Mail Stop PCT, Attn: ISA/US, Commissioner for Patents P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450 Facsimile No. 571-273-3201		Authorized officer: Blaine R. Copenhaver PCT Helpdesk: 571-272-4300 PCT OSP: 571-272-7774

フロントページの続き

(51)Int.Cl. F I テーマコード(参考)
G 0 6 F 21/56 3 8 0

(81)指定国 AP(BW, GH, GM, KE, LR, LS, MW, MZ, NA, RW, SD, SL, ST, SZ, TZ, UG, ZM, ZW), EA(AM, AZ, BY, KG, KZ, RU, TJ, TM), EP(AL, AT, BE, BG, CH, CY, CZ, DE, DK, EE, ES, FI, FR, GB, GR, HR, HU, IE, IS, IT, LT, LU, LV, MC, MK, MT, NL, NO, PL, PT, RO, RS, SE, SI, SK, SM, TR), OA(BF, BJ, CF, CG, CI, CM, GA, GN, GQ, GW, KM, ML, MR, NE, SN, TD, TG), AE, AG, AL, AM, AO, AT, AU, AZ, BA, BB, BG, BH, BN, BR, BW, BY, BZ, CA, CH, CL, CN, CO, CR, CU, CZ, DE, DK, DM, DO, DZ, EC, EE, EG, ES, FI, GB, GD, GE, GH, GM, GT, HN, HR, HU, ID, IL, IN, IR, IS, JP, KE, KG, KN, KP, KR, KZ, LA, LC, LK, LR, LS, LT, LU, LY, MA, MD, ME, MG, MK, MN, MW, MX, MY, MZ, NA, NG, NI, NO, NZ, OM, PA, PE, PG, PH, PL, PT, QA, RO, RS, RU, RW, SA, SC, SD, SE, SG, SK, SL, SM, ST, SV, SY, TH, TJ, TM, TN, TR, TT, TZ, UA, UG

(72)発明者 ブランドワイン、 エリック、 ジェイソン
アメリカ合衆国 ワシントン州 9 8 1 0 9 - 5 2 1 0 シアトル テリー アヴェニュー ノース 4 1 0

Fターム(参考) 5B376 AB06 AE44 AE51 CA42 GA03